

令和 年 月 日		法人番号		この申告の基礎となる修正決定による		申告年月日	
受付印		代表者氏名		事業種目		申告区分	
所在地		期末現在の資本金の額（解散日現在の額）		資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		非中小法人等	
（ふりがな）		期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額（解散日現在の額）		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額		期末現在の資本金等の額	
法人名		法人区分		イに掲げる法人			

（事業税）

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の申告書		道府県民税特別法人事業税		申告書	
摘要		課税標準		税額	
所得金額総額別表5②9		税額(円)		税額	
年400万円以下の金額		0.00		0.00	
年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00		0.00	
年800万円を超える金額		0.00		0.00	
計 ②9+③0+③1		0.00		0.00	
軽減税率不適用法人の金額		0.00		0.00	
付加価値額総額		0.00		0.00	
付加価値額		0.00		0.00	
資本金等の額総額		0.00		0.00	
資本金等の額		0.00		0.00	
収入金額総額		0.00		0.00	
収入金額		0.00		0.00	
所得金額総額別表5③9		税額(円)		税額	
所得金額		0.00		0.00	
付加価値額総額		0.00		0.00	
付加価値額		0.00		0.00	
資本金等の額総額		0.00		0.00	
資本金等の額		0.00		0.00	
収入金額総額		0.00		0.00	
収入金額		0.00		0.00	
合計事業税額 ③2又は③3+③5+③7+③9+④1+④3+④5+④7		0.00		0.00	
事業税の特定制度税率控除額		0.00		0.00	
差引事業税額 ④9-⑤0		0.00		0.00	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		0.00		0.00	
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業		0.00		0.00	
所得割 ⑤5		0.00		0.00	
資本割 ⑤7		0.00		0.00	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		0.00		0.00	
所得割 ⑤9		0.00		0.00	
資本割 ⑥1		0.00		0.00	
④のうちの見込納付額 ⑥3		差引 ⑥4		0.00	
摘要		課税標準		税額	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		0.00		0.00	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		0.00		0.00	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		0.00		0.00	
合計特別法人事業税額 ⑥5+⑥6+⑥7		0.00		0.00	
仮次経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ⑥9		0.00		0.00	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ⑦1		0.00		0.00	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑦3		0.00		0.00	
差引 ⑦5		0.00		0.00	

（特別法人事業税）

（道府県民税）

署与税理士名

（電話）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額		①		0.00	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②		0.00	
還付法人税額等の控除額		③		0.00	
退職年金等積立金に係る法人税額		④		0.00	
課税標準となる法人税額 ①+②-③+④		⑤		0.00	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		⑥		0.00	
法人税割額 ⑤又は⑥×100%		⑦		0.00	
道府県民税の特定制度税率控除額		⑧		0.00	
税額控除超過額相当額の加算額		⑨		0.00	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		⑩		0.00	
外国の法人税等の額の控除額		⑪		0.00	
仮次経理に基づく法人税割額の控除額		⑫		0.00	
差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫		⑬		0.00	
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑭		0.00	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑮		0.00	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮		⑯		0.00	
算定期間において事務所等を有していた月数		⑰		0.00	
均等割 円×⑱/12		⑲		0.00	
既に納付の確定した当期分の均等割額		⑳		0.00	
この申告により納付すべき均等割額 ⑲-㉑		㉒		0.00	
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑱+㉒		㉓		0.00	
②のうちの見込納付額		㉔		0.00	
差引 ㉕-㉔		㉖		0.00	
特別区分の課税標準額		㉗		0.00	
東海・近畿・中部・北陸・北海道・東北・関東・中部・西日本・南日本・沖縄の計		㉘		0.00	
市町村分の課税標準額		㉙		0.00	
同上に対する税額 ㉘×100%		㉚		0.00	
同上に対する税額 ㉙×100%		㉛		0.00	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）		㉜		0.00	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉝		0.00	
中間納付額		㉞		0.00	
還付請求 還付を受けようとする金融機関及び支払方法		㉟		0.00	
法人税の期末現在の資本金等の額		㊱		0.00	
法人税の当期の確定税額		㊲		0.00	
決算確定の日		解散の日		0.00	
残余財産の最後の分配又は引当の日		0.00		0.00	
申告期限の延長の処分（承認）の有無		事業税 有・無		法人税 有・無	
法人税の申告書の種類		青色・その他		この申告が中間申告の場合の計算期間	
翌期の中間申告の要否		要・否		国外関連者の有無 有・無	

資本金の額（外貨）	資本金の額（外貨）	資本金の額（外貨）	前事業年度の法人区分	イに掲げる法人
-----------	-----------	-----------	------------	---------